議案第 61 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 11 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改正等に伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合等を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

第1条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例(平成17年朝来市条例第66号)の 一部を次のように改正する。

第3条第4項の表中

100分の212.5	100 分の 170	100分の127.5	100 分の 63.75
100分の227.5	100 分の 182	100分の136.5	100 分の 68.25

を

100分の215	100分の172	100分の129	100分の64.5
100 分の 230	100 分の 184	100分の138	100分の69

」に改

める。

- 第2条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を次のように改正する。 第3条第4項を次のように改める。
 - 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 222.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3箇月未満 100分の30

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4 月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改 正前の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、 改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第61号資料

第1条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表

見 行

(給与の額及び支給方法)

第3条(略)

2、3(略)

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

	, - 0			
基準日	在職期	間		
	6箇月	5	3 箇上 5 5 満 満	3 箇 月 未満
6月1日	100分の 212.5	100分の 170		100分の 63.75
12月 1 日	100分の 227.5	100分の 182	100分の 136.5	100分の 68.25

 $5 \sim 7$ (略)

改正案

(給与の額及び支給方法)

第3条(略)

2、3 (略)

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

基準日	在職期	間		
	6 箇月	5 箇 月	3 箇 月	3 箇月
			以上 5	未満
			箇月 未	
		満	満	
6 H 1 H	100分の	100分の	100分の	100分の
	<u> 213</u>	114	129	04. 5
12月1日	100分の	100分の	100分の	100分の
	<u>230</u>	184	138	<u>69</u>

 $5 \sim 7$ (略)

第2条 朝来市特別職の常勤職員の給与条例新旧対照表

(給与の額及び支給方法)

第3条(略)

2、3 (略)

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6箇月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする

<u>付に</u> 飯	<u> </u>			
基準日	在職期	間		
	6 箇月	5 箇 月	3 箇 月	3 箇 月
		以上 6	以上 5	未満
		箇 月 未	箇 月 未	
		満	<u>満</u>	
6 H 1 H	100分の	100分の	100分の	100分の
6月1日	<u>215</u>	<u>172</u>	<u>129</u>	64. <u>5</u>
12月1日	100分の	100分の	100分の	100分の
	<u>230</u>	184	138	<u>69</u>

 $5 \sim 7$ (略)

(給与の額及び支給方法)

第3条(略)

2、3(略)

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正案

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

 $5 \sim 7$ (略)